

チャイルドシートの貸出し



新生児にも安心して使用できるチャイルドシート

道路交通法の規定により、乳幼児にはチャイルドシートの着用が義務付けられています。しかし、乳児から使用できるチャイルドシートは高価で、使用期間が短いのが現状です。

そこで市では、新生児にも対応するチャイルドシートの貸出しを行っています。

対象者

- 市内に住所を有する人
- 普通自動車免許を有する人
- 着用対象となる1歳未満の乳児を乗車させて自動車を運転する必要のある人
- 乳児の体重が3.4kg以上
- チャイルドシートを装着できる自動車を保有している人（一部装着できない自動車があります）

使用料

無料

貸出期間

使用対象児が満1歳を迎えるまでの間

受付場所

子育て支援課、市保健相談センター、市児童センター、各総合支所健康福祉課

受付時に必要なもの

運転免許証、印鑑

返納方法

返納時は、本体カバーのクリーニング、指定業者による点検を受けてください。

【問い合わせ】

子育て支援課
☎0994-31-1134

※クリーニングの費用は利用者の負担となります。

※帰省等で短期間の利用を希望する人へも貸出しています。詳しくは、お問い合わせください。

鹿屋市バス路線検討委員会を開催



8月23日に開催された第2回鹿屋市バス路線検討委員会

8月23日、バス路線廃止問題について協議する第2回鹿屋市バス路線検討委員会が市役所で開催されました。

会では、廃止対象路線60系統については、現行の運行ルートを中心に、財政的な問題や利用状況、市民の意向等を踏まえながら、バス路線の存続・廃止を検討することとして、特に通院や通学を運行目的とする系統は存続することとしました。存続の方法としては、まず県補助の代替バス事業による存続を優先し、次

に存続系統や県の代替バス系統のダイヤ変更等により確保を図り、その他の廃止予定系統については市独自のコミュニティバスによる運行を検討することなどが市から報告されました。

同委員会では、報告されたバス路線の維持確保方策や市独自のコミュニティバス運行の基本方針など市の考えを了承。次回会議では、コミュニティバス等の運行計画などについて検討する予定です。

市の路線バス維持確保の対応

系統	内容	系統数
存続系統	国庫補助事業によりバス事業者が自主的に存続させる系統	13
廃止予定系統 (60系統)	存続対応	
	県の代替バス事業により存続が図られるもの	18 (17) 注2
	県の代替バス事業(27系統)の通学バスとして存続が図られるもの	9 注1
	存続系統及び県代替バス系統のダイヤ変更等により確保が図られるもの	21 (22) 注2
	上記により対応できないため、市独自のコミュニティバス等により対応を検討するもの	12
	合計	73

注1 通学に利用されている系統については、県代替バス事業の対象要件緩和が県において検討されています。

注2 () 書きについては、検討委員会後に関係市町間において再調整・確認された系統数です。

【問い合わせ】 市地域政策課
☎0994-31-1154